

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

本県では、豊かで活力のある社会を築いていくため、男女が互いにその人権を尊重しつつ、ともに責任も分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指しています。

平成13年3月に、男女共同参画社会基本法に基づく初めての法定計画である「千葉県男女共同参画計画」を策定、平成23年3月には現行計画である「第3次千葉県男女共同参画計画」を策定し、様々な施策を展開してきました。

現行計画策定から5年が経過し、この間、少子高齢化の急速な進展、社会・経済情勢の大きな変化、さらには東日本大震災での被災など、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化しています。中でも、労働力人口が減少していく中で、更なる地域社会の活性化を図るためには、意欲と能力を持った女性が社会で積極的に活躍できる環境づくりが必要であり、女性の活躍は、地方創生に当たっても重要となります。

第3次千葉県男女共同参画計画では、ワーク・ライフ・バランス¹の普及促進や、子育て・介護への支援等に重点的に取り組んできましたが、働く女性は増加しているものの、マタニティハラスメント²が社会問題化するなど、女性が働き続けることが難しい状況は継続しています。平成26年度に実施した「第49回県政に関する世論調査」においては、再就職や、仕事と家庭生活の両立への支援を要望する割合が高くなっており、男女がともに活躍できる環境づくりに一層取り組む必要があります。

また、平成26年度の県及び市町村におけるドメスティック・バイオレンス³（以下DVという。）に関する相談件数は15,187件で、統計を取り始めてから最多となっており、10年前と比較すると2倍以上になっています。

これは、これまでの広報啓発により、DVへの意識が高まったことや相談窓口が認知されてきた効果でもありますが、今後、DV等の暴力の根絶と被害者への支援により重点的に取り組む必要があります。

本県では、こうした社会環境の変化や課題を踏まえ、引き続き、男女がともに認め合い、支え合い、元気な千葉県の実現を目指すため、第4次千葉県男女共同参画計画

を策定することとしました。

1 ワーク・ライフ・バランス

「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

仕事と生活の調和が実現した社会とは、一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会とされ、企業にとっては、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、従業員の満足度の向上や優秀な人材の確保につながり、生産性や業績を上げる効果があるといわれる。

2 マタニティハラスメント

妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格など不利益な取扱いを行うこと。

3 ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者・パートナーの関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

2 計画の位置付け

(1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画であり、本県における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。

また、この計画では、女性の職業生活における活躍を進めるための取組を盛り込んでいるため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく本県における推進計画としても位置付けます。

推進計画の該当部分

・第2章及び第3章 基本的な課題 1、2、3、7、8 ・第4章

(2) この計画は、千葉県総合計画「新 輝け！ちば元気プラン」や本県の関連諸計画との整合性を図りながら、本県における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。

3 計画の期間

本県の男女共同参画に関する長期的な施策の方向性を定める基本計画の期間は、平成 37 年（2025 年）までの 10 年間とします。

また、具体的な施策について定める事業計画の期間は、平成 28 年度（2016 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの 5 年間とします。

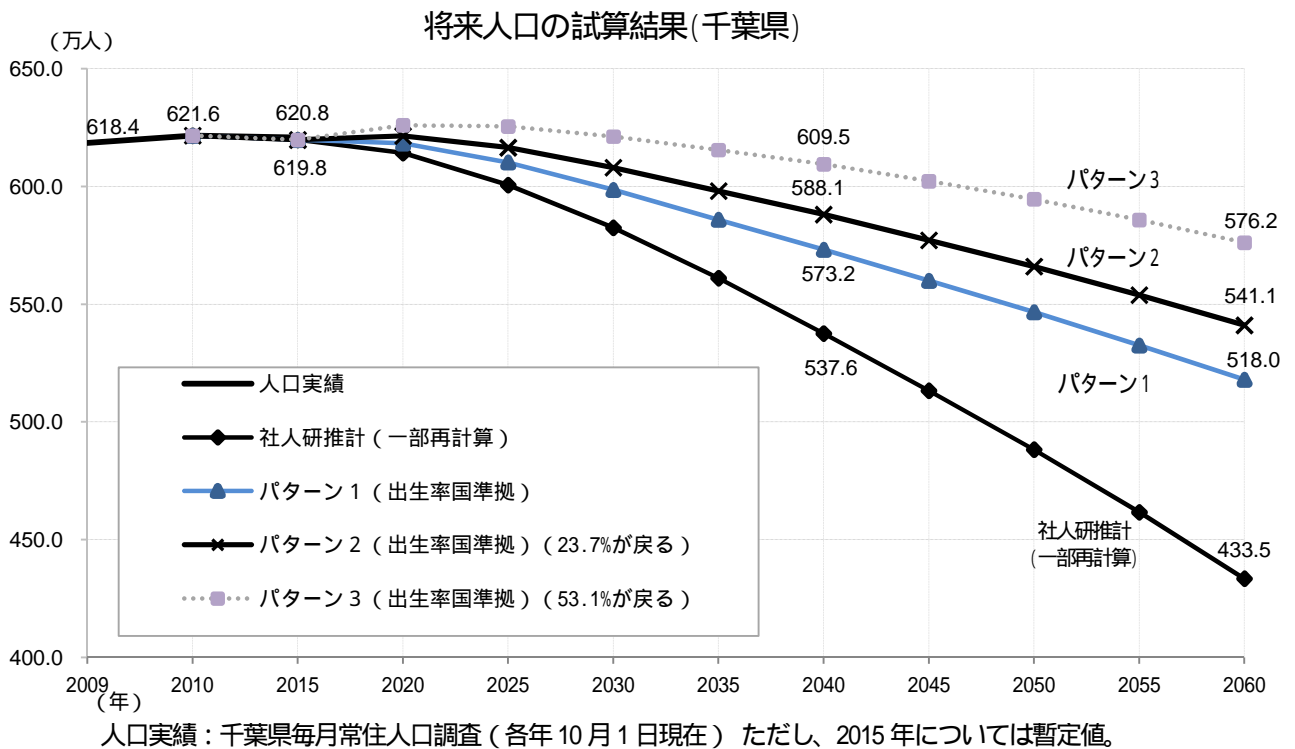
なお、随時、計画の実施状況等について検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 男女共同参画を取り巻く千葉県の状況

(1) 少子高齢化の進展、労働力人口の減少

本県においては、地方創生に係る「千葉県地方創生『総合戦略』」に併せ、「千葉県人口ビジョン」を策定し、県民の希望がかなえられた場合などにおける将来人口の試算等を複数パターン示しています。

いずれの試算結果においても、将来人口は、2015年(平成27年)と2060年(平成72年)を比較すると減少する見込みであり、また、年齢区分別にみると、65歳以上の人口が増加となる一方で、生産年齢人口(15~64歳)は減少となるなど、人口構造が大きく変化することを示しています。



「千葉県人口ビジョン(平成27年10月)」における将来人口の試算

「目指すべき将来の方向」に基づく取組を進め、若い世代の結婚・出産・子育てや居住等に関する希望がかなえられた場合の、本県の将来人口について試算。

なお、試算に当たっては、対象期間は、国の長期ビジョンと同様、2060年(平成72年)とし、これまでの本県の人口の状況分析や各種調査結果を踏まえ、自然増を図る上での大きな要素である合計特殊出生率と、社会増を図る上での大きな要素である社会移動について、パターン1~3のとおり条件を仮定し、国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研という。)による推計方法に準拠して行った。

各パターンの詳細については次ページ参照

【社人研推計（一部再計算）】

社人研の推計では、千葉市中央区・稲毛区、柏市、我孫子市、浦安市の5市区においては震災の影響が10年続くものと仮定して推計を行っているが、既に人口動態は回復基調にあることから、社人研推計より早期に震災以前の趨勢に戻ると仮定し再計算を行ったもの。

【パターン1】

合計特殊出生率について、本県在住者の希望する子どもの数(2.2人)が全国(2.2人)と同じであることから、国の長期ビジョンにおいて示された合計特殊出生率を共有し、2030年(平成42年)に1.8、2040年(平成52年)に2.07まで上昇すると仮定。

【パターン2】

【パターン1】の仮定に加え、2015年(平成27年)以降、転出者のうち23.7%()の人が5年間で本県に戻ってくるものと仮定。

千葉県への再居住に関するアンケートにおいて、千葉県に再び「とても住みたい」と回答した人の割合

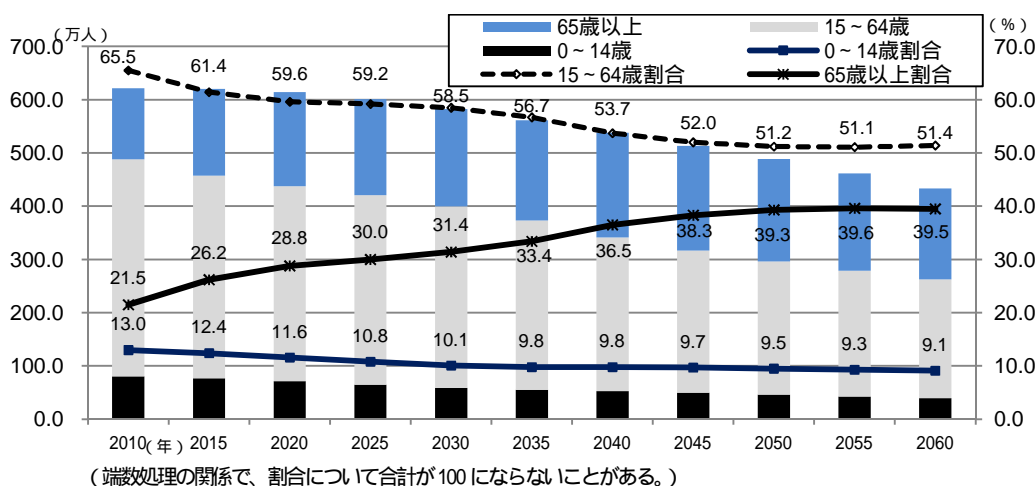
【パターン3】

【パターン1】の仮定に加え、2015年(平成27年)以降、転出者のうち53.1%()の人が5年間で本県に戻ってくるものと仮定。

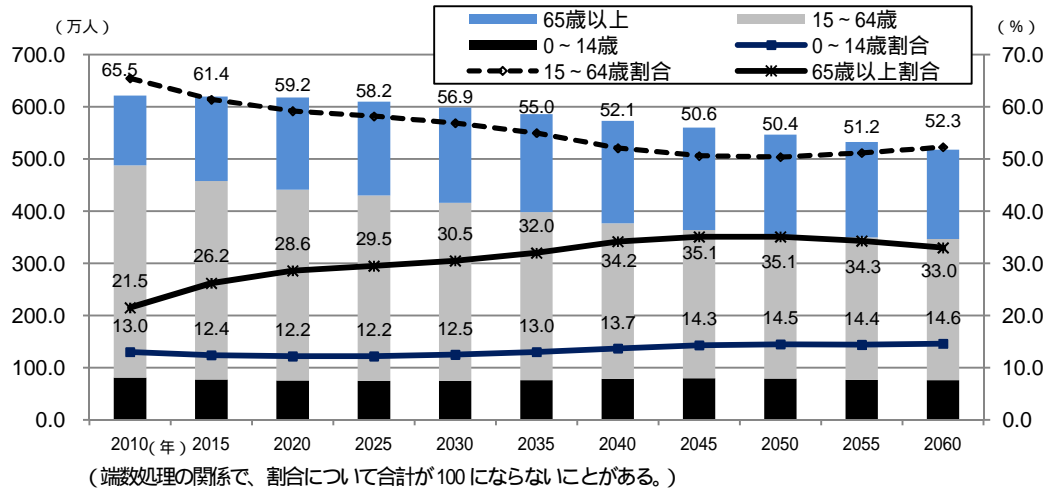
千葉県への再居住に関するアンケートにおいて、千葉県に再び「とても住みたい」、「やや住みたい」と回答した人の割合

年齢3区分別将来人口の試算結果(千葉県)

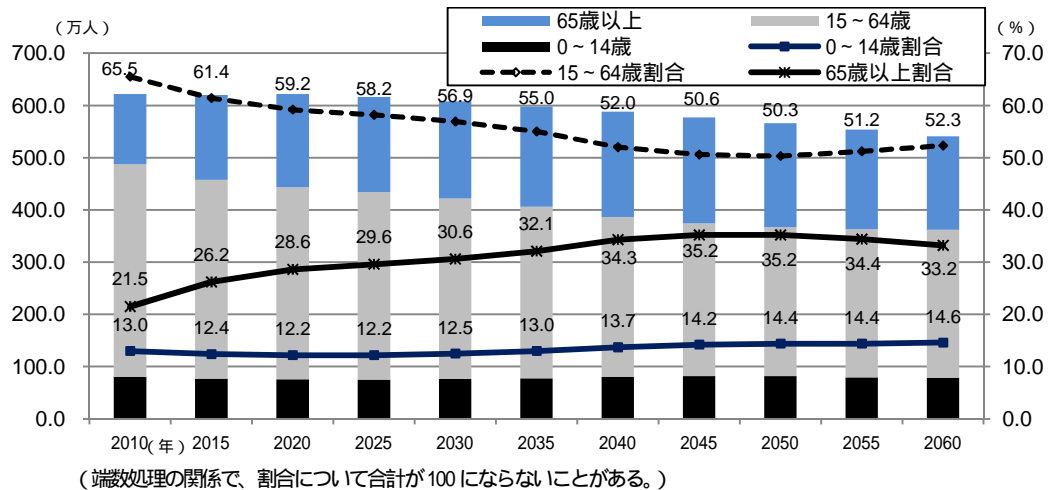
【社人研推計（一部再計算）】



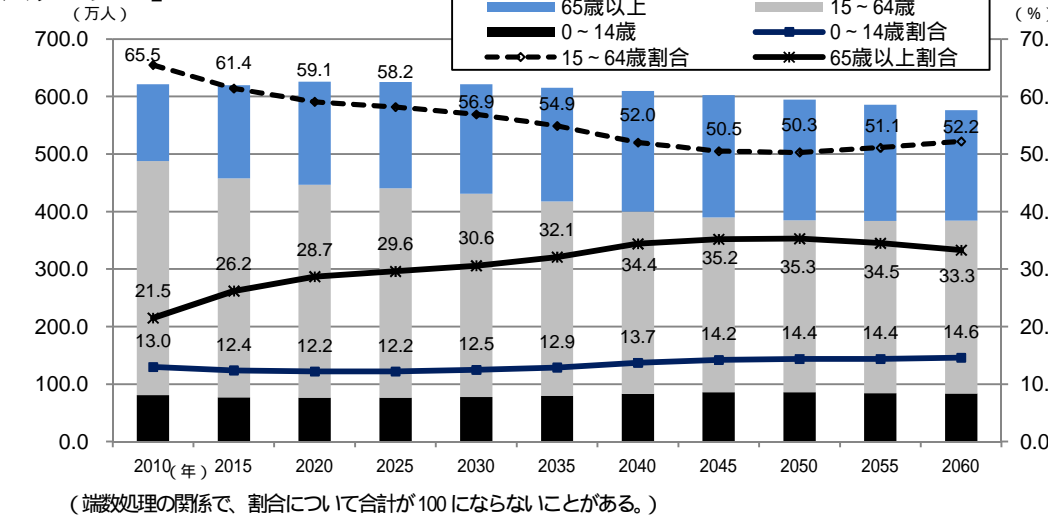
【パターン1】



【パターン2】

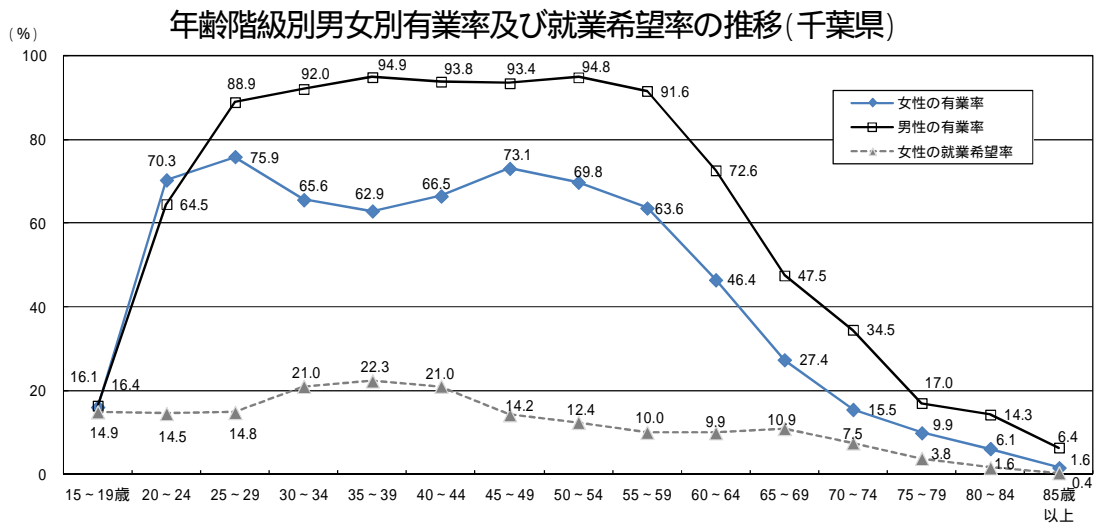


【パターン3】



(2) 男女の労働の状況

有業率を男女別にみると、男性は25歳から60歳まで大きな変化がないのと比較し、女性は30～34歳階級で低下したのち40～44歳階級で再び上昇しており、子育て期間中の女性は有業率が低下する状況がみられます。一方、女性の就業希望率は、30～34歳階級(21.0%)、35～39歳階級(22.3%)、40～44歳階級(21.0%)で高くなっており、女性の5人に1人が就業を希望しているものの、育児・介護等を理由に働いていない現実があります。

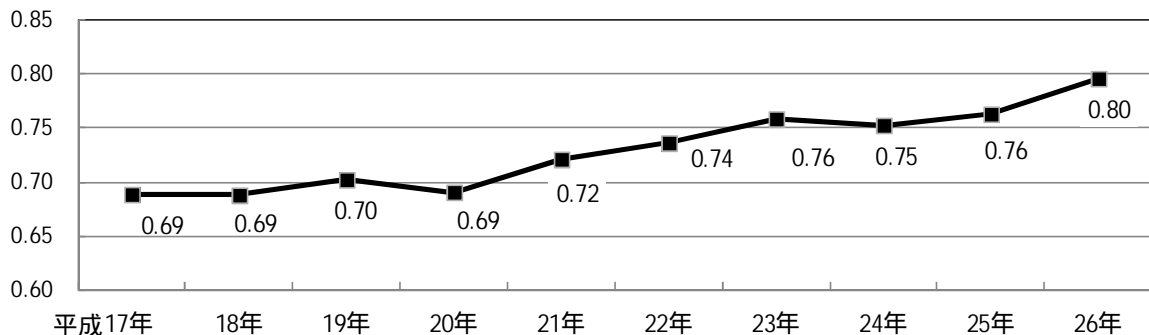


資料：総務省「就業構造基本調査」(平成24年10月1日現在)

注：年齢階級別就業希望率 = 無職者のうち何か収入になる仕事をしたいと思っている者(年齢階級別) / 総人口(年齢階級別)

平成26年の女性一般労働者の給与水準は男性一般労働者の0.80と低く、賃金格差は解消されていません。

女性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与格差の推移(千葉県)



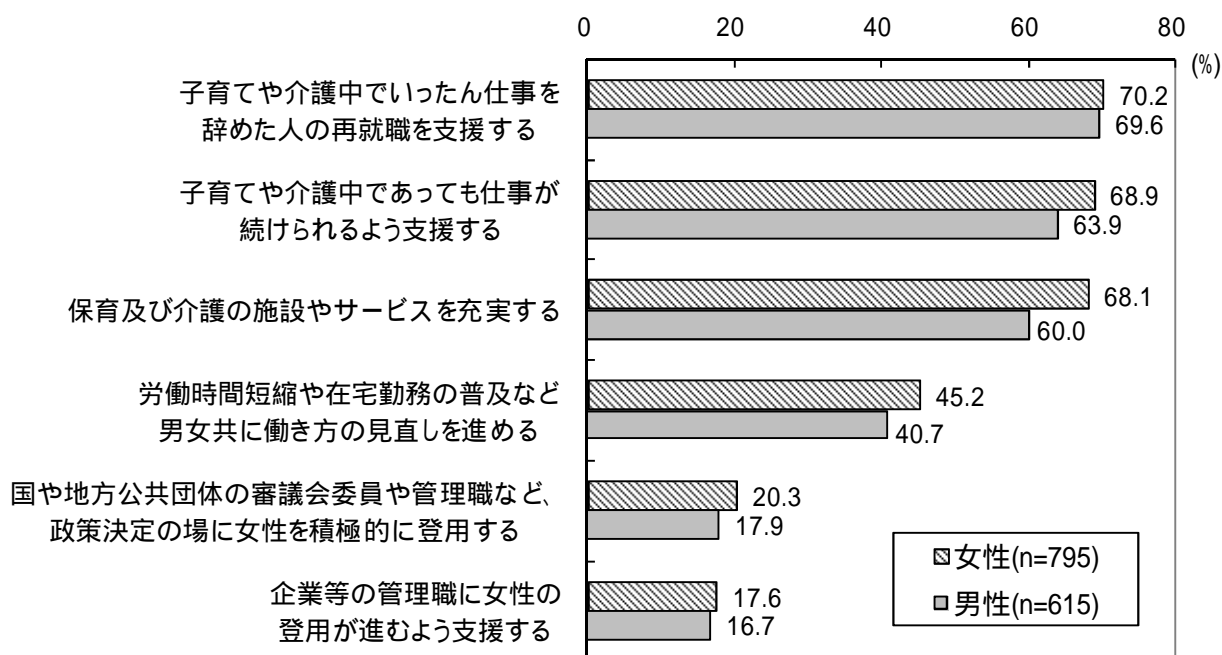
資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注1：一般労働者とは、短時間勤務者以外の者をいう。

注2：男性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額を1として、女性一般労働者の1時間当たり平均所定内給与額の水準を算出したもの。

男女共同参画社会を実現するための行政の取組について聞いたところ、男女ともに、「子育てや介護中でいったん仕事を辞めた人の再就職を支援する」「子育てや介護中であっても仕事が続けられるよう支援する」といった仕事と生活の両立に関する施策が上位を占めています。

男女共同参画社会を実現するための行政の取組(千葉県)



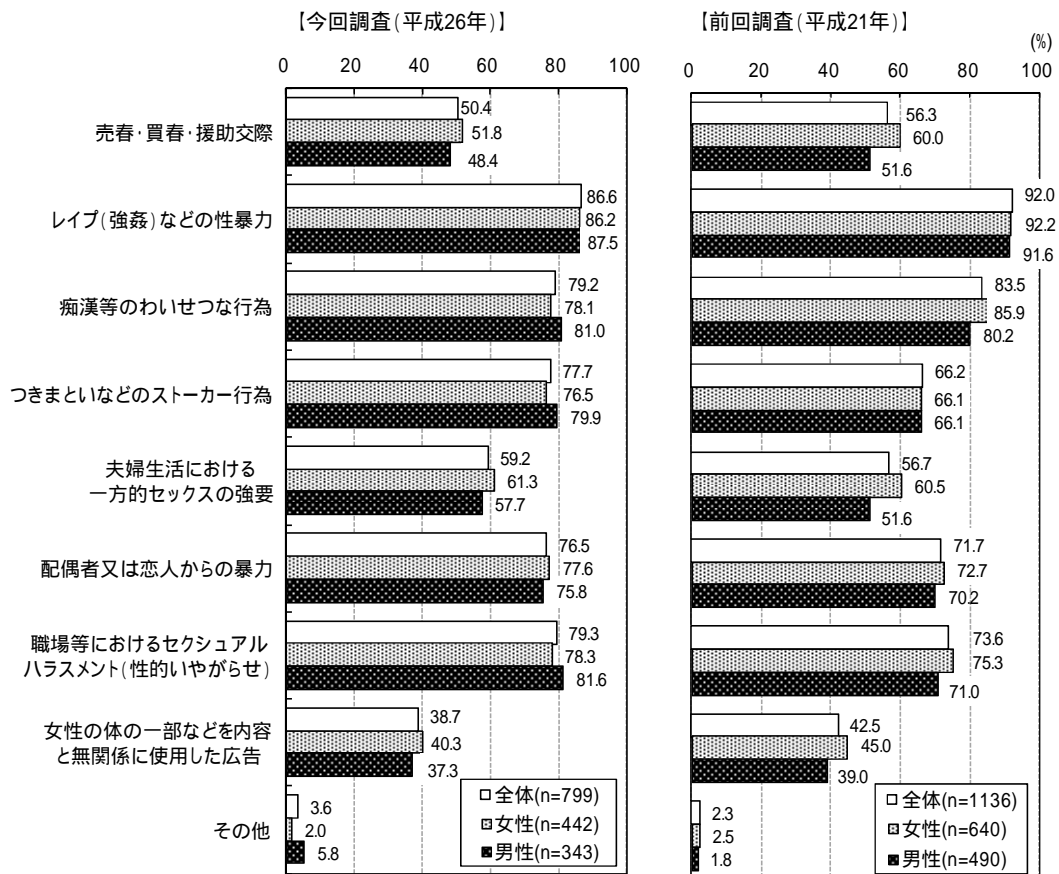
資料：千葉県「第49回県政に関する世論調査」(平成26年)
注：選択肢のうち上位6項目。

(4) 人権侵害についての意識

「人権が侵害されていると感じること」については、「レイプ(強姦)などの性暴力」(女性86.2%、男性87.5%)が最も多く、続いて「職場等におけるセクシュアルハラスメント(性的いやがらせ)」(女性78.3%、男性81.6%)となっています。

平成21年に実施した調査と比較すると、特に「つきまといなどのストーカー行為」について、人権が侵害されていると回答している割合が全体で11.5ポイント増加しています。

人権が侵害されていると感じること(千葉県)



資料：千葉県「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年)

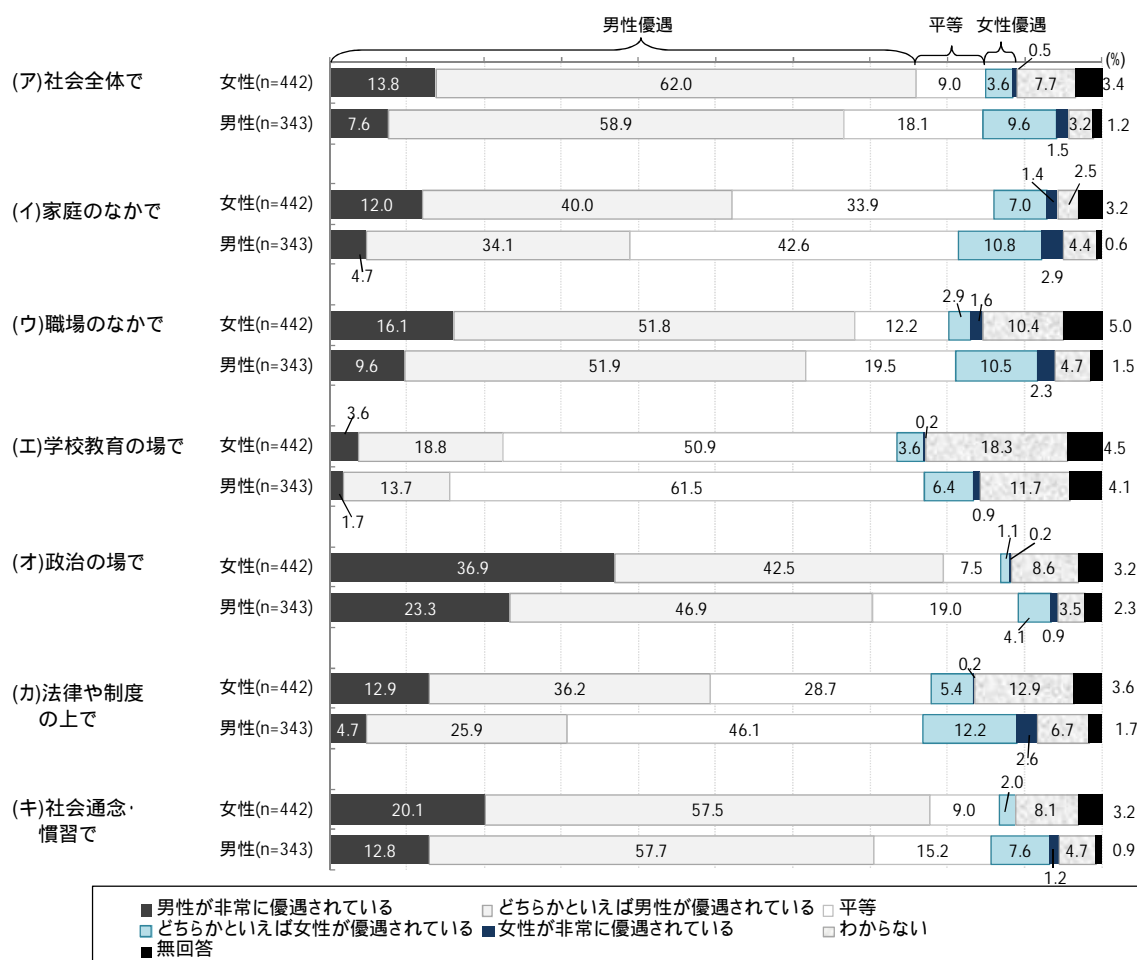
「配偶者又は恋人からの暴力」は、前回調査では「配偶者からの暴力」

(5) 男女の平等意識

「社会全体で」「家庭のなかで」「職場のなかで」「学校教育の場で」「政治の場で」「法律や制度の上で」「社会通念・慣習で」の7分野について、男女の地位が平等になっているかを聞いたところ、「学校教育の場で」を除く全ての分野で『男性優遇』との回答の割合が最も高くなっています。

『平等』と答えた割合が高かったのは「学校教育の場で」(女性50.9%、男性61.5%)で、「法律や制度の上で」は、女性では『男性優遇』(49.1%)が『平等』(28.7%)を上回っていますが、男性では『平等』(46.1%)が『男性優遇』(30.6%)を上回っており、男女の差が顕著になっています。

社会の様々な分野における男女の平等意識(千葉県)



資料：千葉県「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」(平成26年)